

岡山県公報			発行 岡山県	
				
目次		担当課（室）	目次	
○ 岡山県消防学校規則の一部を改正する規則		消防保安課		
【規則】 （県例規集登載）				
○ 一般乗合用のバスの取得に係る自動車取得税の非課税措置の対象となる路線の指定の一部改正		県民生活交通課		
【告示】 （県例規集登載）				
○ 生活保護法等に基づく指定医療機関の指定		障害福祉課		
○ 生活保護法等に基づく指定施術機関の指定		〃		
○ 海岸保全区域の指定		水産課		
【公告】				
○ 特定非営利活動法人の設立認証の申請		県民生活交通課		
○ 〃		〃		
○ 道路の位置の指定		建築指導課		
			担当課（室）	

◎岡山県規則第三十七号

岡山県消防学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年四月十九日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県消防学校規則の一部を改正する規則

岡山県消防学校規則（昭和四十年岡山県規則第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一基礎教育の項中「情操、法制通論、消防法、消防制度」を「法学基礎・消防法、消防組織制度」に改め、同表実務教育の項中「火災防ぎよ」を「火災防ぎよ」に改める。

別表第三の二の（二）を次のように改める。

（二） 指揮幹部科

イ 現場指揮課程

講話・現場指揮・安全管理、火災防ぎよ訓練、水災活動訓練、救助・救命訓練、避難誘導訓練、災害情報収集・伝達訓練、地域防災指導訓練、行事その他

ロ 分団指揮課程

講話・組織制度・安全管理、防災、災害対応図上訓練、事例研究、行事その他

別表第四の一の表警防科の項中「警防行政の現状と課題」を削り、同表予防査察科の項中「査察実習」を「査察・違反処理実習」に改め、同表救助科の項中「体育」を「健康管理」に改め、別表第四の二の表警防科の項中「火災防ぎよ」を「火災防ぎよ」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の別表第三の二の（二）に規定する中級幹部科を修了した者については、改正後の別表第三の二の（二）のロに規定する分団指揮課程を修了したものとみなす。

◎岡山県告示第二百六十三号

平成二十三年岡山県告示第六百五十四号（一般乗合用のバスの取得に係る自動車取得税の非課税措置の対象となる路線の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十八年四月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一及び三中「平成二十七年度分」を「平成二十八年度分」に改める。

◎岡山県告示第二百六十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十八年四月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	指定年月日
しもがた薬局	真庭市下方584-1	H28. 3. 1
菊井歯科医院	久米郡美咲町書副224	H28. 1. 1
たなか歯科	井原市下出部町1-33-4	H28. 3. 1
医療法人蘭和会布上内科医院	津山市河辺1155-6	H28. 4. 1

2 指定訪問看護事業者等

名 称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指定年月日
医療法人緑十字会	笠岡市笠岡5102-14	医療法人緑十字会訪問看護ステーションくじば	笠岡市笠岡5099-2	H23. 4. 1

◎岡山県告示第二百六十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当させる施術機関を次のとおり指定した。

平成二十八年四月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 施術所を開設していない施術者

氏 名	住 所	指定年月日
吉本 佳代	総社市中央五丁目10-105	H28. 3. 9
澤根 吉貴	浅口市鴨方町六条院中2795	H28. 3. 26

2 施術所を開設している施術者

氏 名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
早瀬 正樹	国分寺整骨院	津山市国分寺192-28	H28. 3. 18

◎岡山県告示第二百六十六号

海岸法（昭和三十一年法律第一百号）第三条第一項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

その関係図面は、岡山県農林水産部水産課及び笠岡市建設産業部建設企画課において一般の縦覧に供する。

なお、平成十九年五月八日付け、岡山県告示第二百七十三号は、廃止する。

平成二十八年四月十九日

岡山県知事
 伊 原 木
 隆
 太

海岸名	区	域
岡山県岡山沿岸 金風呂漁港海岸 (延長1,135 m 方位 真北)	基点1から基点23までを順次結んだ線，基点23と補助点13を結んだ線，補助点13から補助点1までを順次結んだ線及び補助点1と基点1を結んだ線により囲まれた区域 基点1 四等三角点宮の端 (北緯34° 23′ 58″・ 8613, 東経133° 31′ 29″・ 7169) から181° 00′ の方向へ距離1117.4m の点 基点2 基点1から 270° 00′ の方向へ距離 14.0m の点 基点3 基点2から 180° 00′ の方向へ距離 31.5m の点 基点4 基点3から 143° 04′ の方向へ距離 67.9m の点 基点5 基点4から 177° 38′ の方向へ距離 13.2m の点 基点6 基点5から 266° 52′ の方向へ距離 49.0m の点 基点7 基点6から 192° 00′ の方向へ距離 50.4m の点 基点8 基点7から 142° 00′ の方向へ距離 18.0m の点 基点9 基点8から 116° 00′ の方向へ距離 41.0m の点 基点10 基点9から 101° 00′ の方向へ距離 46.0m の点 基点11 基点10から 91° 00′ の方向へ距離 217.2m の点 基点12 基点11から 0° 00′ の方向へ距離 83.0m の点 基点13 基点12から 83° 00′ の方向へ距離 91.9m の点 基点14 基点13から 39° 00′ の方向へ距離 150.0m の点	

基 点15	基点14から	129° 00′	の方向へ距離	37.7mの点
基 点16	基点15から	39° 00′	の方向へ距離	54.0mの点
基 点17	基点16から	56° 00′	の方向へ距離	33.5mの点
基 点18	基点17から	326° 00′	の方向へ距離	27.7mの点
基 点19	基点18から	313° 00′	の方向へ距離	18.0mの点
基 点20	基点19から	287° 00′	の方向へ距離	32.0mの点
基 点21	基点20から	327° 00′	の方向へ距離	34.0mの点
基 点22	基点21から	347° 00′	の方向へ距離	31.0mの点
基 点23	基点22から	257° 00′	の方向へ距離	21.2mの点
補助点 1	基点 3から	75° 09′	の方向へ距離	16.2mの点
補助点 2	基点 4から	109° 08′	の方向へ距離	26.9mの点
補助点 3	基点 5から	125° 50′	の方向へ距離	31.8mの点
補助点 4	基点 6から	128° 56′	の方向へ距離	29.9mの点
補助点 5	基点 8から	42° 26′	の方向へ距離	33.5mの点
補助点 6	基点10から	0° 00′	の方向へ距離	21.4mの点
補助点 7	基点11から	289° 55′	の方向へ距離	48.7mの点
補助点 8	基点12から	291° 41′	の方向へ距離	59.1mの点
補助点 9	基点13から	334° 59′	の方向へ距離	27.9mの点
補助点10	基点14から	358° 56′	の方向へ距離	39.6mの点
補助点11	基点15から	2° 47′	の方向へ距離	37.0mの点
補助点12	基点16から	330° 41′	の方向へ距離	23.4mの点
補助点13	基点20から	212° 54′	の方向へ距離	27.3mの点

〔一六二〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があつた。

平成二十八年四月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあつた年月日

平成二十八年四月八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人吉備高原サラブリトレーニング

三 代表者の氏名

西崎 純郎

四 主たる事務所の所在地

加賀郡吉備中央町上田西二三九三番地一一

五 定款に記載された目的

この法人は、役目を終えたサラブレッドのセカンドキャリアを支援するため、リトレーニングを行うことで、乗馬の普及、奨励に関する事業、馬との触れ合い中心としたセラピー事業を広く国民に対し行い、社会教育の推進及び社会福祉の増進、地域振興ならびにスポーツの振興に寄与することを目的とする。

〔一六三〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があつた。

平成二十八年四月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあつた年月日

平成二十八年四月十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人よりはぐプロジェクト

三 代表者の氏名

平尾 博美

四 主たる事務所の所在地

倉敷市玉島服部二〇四九番地二

五 定款に記載された目的

この法人は、地域の拠点運営による子育て支援を核とし、子どもたちとすべての命に、よりそい、ともに育む地域づくりを通して、お互いを認め合い、支え合う社会の実現を目指すことを目的とする。

〔一六四〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面については、岡山県美作県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番 号	指 定 年 月 日	道 路 の 位 置	道路の幅員 （メートル）	道路の延長 （メートル）
岡山県指令美作局 建第六〇〇一号	平成二十八年四月 十一日	真庭市久世字角町二四五二番一、二 四五二番四	六・〇〇	五五・五四